

山陽小野田市特別支援教育就学奨励費支給規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(支給要件) 第 5 条 就学奨励費は、山陽小野田市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 1 項に規定する需要の測定の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の 2. 5 倍未満であるものに支給する。 (1) 山陽小野田市立小学校及び中学校の特別支援学級又は山陽小野田市立竜王中学校松原分校に在籍する児童生徒の保護者 (2) (略) 2 (略)	(支給要件) 第 5 条 就学奨励費は、山陽小野田市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 1 項に規定する需要の測定の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の 2. 5 倍未満であるものに支給する。 (1) 山陽小野田市立小学校及び中学校の特別支援学級又は<u>山陽小野田市立赤崎小学校松原分校若しくは山陽小野田市立竜王中学校松原分校</u>に在籍する児童生徒の保護者 (2) (略) 2 (略)